

令和 3 年 度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

法 人 本 部

1. 令和3年度 事業計画

(1) 概況

社会福祉法の改正に基づき、地域における公益的な取組、財務基盤の強化、事業運営の透明性向上、経営組織のガバナンス強化を引き続き推進していく。

地域における公益的な取組については、ふくおかライフレスキュー事業をはじめ、緊急一時保護事業（県・市）、地域子育て支援拠点事業や産前・産後母子支援事業(市)を継続して実施していく。また地域のニーズに応えることのできるようDV被害者等自立生活援助事業(市)や地域の子ども食堂との連携など新たな事業についても取組んでいく。

経営組織のガバナンス強化については、職員の処遇改善（給与・手当等を含む）や施設運営の重要事項について定期的に定例会・理事会へ報告していく。

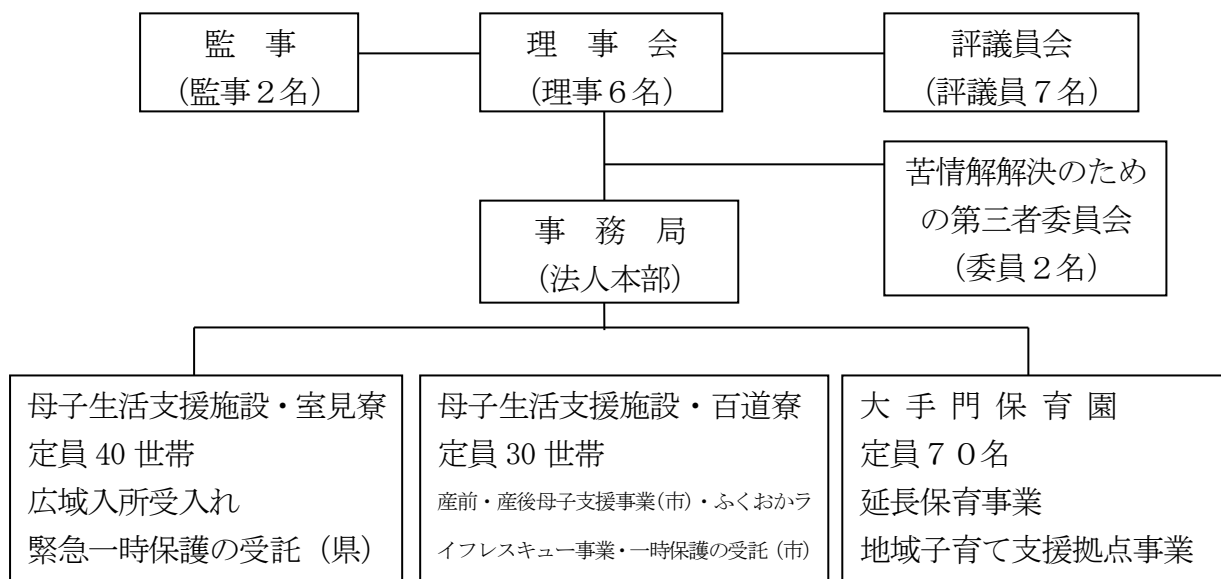
働き方改革に関しては、同一労働・同一賃金が今年度から適用されるため、法人内プロジェクトチームにおいて、非常勤職員の処遇改善の観点から令和2年度は主に休暇制度について見直しを行ってきたところであるが、今年度は給与、手当、賞与等について見直しを進めていく。

人材育成については、平成30年度に導入した人事考課制度のもと、公平公正な処遇を推進するとともに、同一労働・同一賃金の適用に伴い非常勤職員の人事考課制度の在り方も検討する。また、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、定年延長等についても検討する。自主研究発表会は今後も継続して開催するなど職員研修の充実を図る。

施設・設備については大手門保育園・室見寮の大規模な改修工事は終了したが、令和3年度も引き続き老朽箇所・水回り等について計画的に改修を進めていく。

また、喫緊の課題である百道寮東棟建替えを視野に入れ、今年度は百道寮の入所定数を40世帯から30世帯とし、福岡市内外の入所需要の受け入れを室見寮と協力しながら法人として積極的に推進する。

(2) 法人の組織（R3.4.1）



(3) 基本方針

法人の基本理念である「安心して生活できる場と子育て支援」に基づき、利用者の質的变化と福祉サービスの多様化を的確にとらえ、施設に暮らし若しくは施設を利用する人が、心身ともに健やかに育成されるよう、その自立を促進しながら、児童福祉の向上に努めていく。

(4) 事業活動

① 会議の開催

理事会等を次のとおり開催する。また必要に応じて臨時の理事会を開催する。

令和3年4月～6月	評議員選任・解任委員会
令和3年4月	苦情解決に関する第三者委員への報告会
令和3年5月	監事監査 理事会 (決算・事業報告等)
令和3年6月	定時評議員会 (決算承認等)
令和3年9月 ～ 令和4年2月	理事会 (補正予算等) …… 1～2回開催
令和4年3月	理事会 (予算・事業計画、補正予算等)

② 地域における公益的な取り組み

地域における公益的な取組として、ふくおかライフレスキュー事業をはじめ、緊急一時保護事業、地域子育て支援拠点事業や産前・産後母子支援事業を継続するとともに、DV被害者等自立生活援助事業(市)や地域の子ども食堂との連携など新たな事業についても検討していく。

③ 同一労働・同一賃金

働き方改革関連法に関する同一労働・同一賃金に関しては、法人内に立ち上げたプロジェクトチームにおいて、職員並びに非常勤職員の給与、手当、賞与等の見直しを進めていく。

④ 人事考課制度と人材育成

平成30年度に導入した人事考課制度は、自己評価や職員との対話を通して職員の勤務成績や能力を評定し、昇給・昇格・異動など公平公正な処遇並びに人材育成、組織の活性化を目的としている。人事考課制度の実効性を高めるべく、職員との対話の充実、評価の研究、公平公正な処遇に努めていく。併せて非常勤職員の人事考課制度の在り方についても検討する。

また、高齢者雇用安定法の改正に伴い、定年延長などに関しても検討する。

職員の資質向上を図る目的から、引き続き自主研究発表会を3施設合同研修として開催する。

⑤ 母子生活支援施設の役割分担

母子生活支援施設の入所率の減少傾向、及び百道寮東棟の経年劣化への対応は喫緊の課題である。そのため令和3年度は百道寮の入所定数を40世帯から30世帯とし、さらに今後の百道寮東棟建替えにあたり、施設の多機能化を検討する。室見寮においては50世帯収容可能な施設規模を有効利用し、百道寮の入所定数減を法人としてカバーし、福岡市内外の入所需要を積極的に受入れるなど機能強化を図り母子生活支援施設2施設の役割分担を推進する。